

イタリアにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL: 03-3582-5544
FAX: 03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●
「イタリアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」
に関するアンケート

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1:「イタリアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？(○をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2:上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3:その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

目次

1. イタリアのインターネットに関連する青少年保護法	2
A. 法律の名称	2
B. 法律の趣旨	3
C. 法律制定の経緯	9
2. 不適切リンクの通報や被害にあったときのホットラインや相談窓口	10
A. 窓口機関の概要	10
B. 民間団体の通報窓口	10
C. 企業に対する相談機関等	12

1. イタリアのインターネットに関連する青少年保護法

イタリアにおいて、インターネットに関連した青少年保護関係の法律として重要な意味を持つ法律は、①「法律 1998 年 8 月 3 日 269 号 児童に対し隷属的状态を強いる新しい形態で有害な売春、ポルノグラフィ、性的ツーリズムなど児童虐待行為を撲滅するための規定」、②「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号 インターネットをも利用した児童性的虐待と児童ポルノ対策に関する規定」、さらに児童ポルノの定義や罰則を定めた③「刑法 600 条」が存在する。①も②も、③の内容を修正するとともに、新しい規制を設けてインターネットを利用した児童ポルノ素材の普及に対する対策を強化したものである。

また、④「通信省令 2007 年 1 月 8 日インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) が『インターネット上の児童ポルノ対策全国センター』から通報されたサイトへのブロッキング措置のために活用すべきフィルタリング設備の技術的要件」では、②で定められた ISP によるブロッキング措置に関する技術的規定が定められている。

A. 法律の名称

- ① 「Legge 3 agosto 1998, n.269 Norme contro lo sfruttamento della prostituzione, della pornografia, del turismo sessuale in danno di minori quali nuove forme di riduzione in schiavitù」(仮訳:法律 1998 年 8 月 3 日 269 号 児童に対し隷属的状态を強いる新しい形態で有害な売春、ポルノグラフィ、性的ツーリズムなど児童虐待行為を撲滅するための規定)
- ② 「Legge 6 febbraio 2006, n.38 Disposizioni in materia di lotta contro lo sfruttamento sessuale dei bambini e la pedopornografia anche a mezzo Internet」(仮訳:法律 2006 年 2 月 6 日 38 号インターネットをも利用した児童性的虐待と児童ポルノ対策に関する規定)
- ③ 「Codice Penale (Art. 600 -ter. Pornografia minorile / Art. 600 -quater. Detenzione di materiale pornografico / Art. 600 -quater.1. Pornografia virtual)」(仮訳:刑法 / 600 条-3 児童ポルノ / 600 条-4 (児童ポルノの所持) / 600 条-4.1 (虚像ポルノ))
- ④ 「Ministero delle comunicazioni - Decreto 8 gennaio 2007 Requisiti tecnici degli strumenti di filtraggio che i fornitori di connettività alla rete Internet devono utilizzare, al fine di impedire, con le modalità previste dalle leggi vigenti, l'accesso ai siti segnalati dal Centro nazionale per il contrasto alla pedopornografia」(仮訳:通信省令 2007 年 1 月 8 日インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) が『インターネット上の児童ポルノ対策全国センター』から通報されたサイトへのブロッキング措置のために活用すべきフィルタリング設備の技術的要件)

B. 法律の趣旨

既述の法律①、②、③、④により規定されている青少年保護のためのインターネット規制にかかわる規定内容は以下のとおり。

■児童ポルノ素材の生産、流通などに関する罰則規定：

18 歳未満の児童を利用したポルノ素材の作成、販売、流通、普及、譲渡、所持などについて下記の内容を規定している。

- ポルノ目的の催し物、あるいはポルノ素材の作成のために 18 歳未満の児童を利用した者、あるいは 18 歳未満の児童をポルノ目的の催し者に参加させた者は、6 年から 12 年の懲役及び 25,822 ユーロから 258,228 ユーロの罰金が課せられる。（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 2 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-3」）
- ポルノ素材の商業行為を行うものも同様の刑罰に課せられる。（「法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 3 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-3」）
- 電気通信手段も含むいかなる手段によっても、ポルノ素材を頒布し、広めた者、あるいは宣伝行為を行った者、あるいは 18 歳未満の児童の性的虐待目的の勧誘の情報の流布をした者は、1 年から 5 年の懲役及び 2,582 ユーロから 51,644 ユーロの罰金が課せられる。（所持した量が莫大に多い場合は、罪は 3 分の 2 以下の刑罰の増加が課せられる）（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 2 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-3」）
- 故意に、無償、有償に関係なく、第三者に対し 18 歳未満の児童に対する性行為のポルノ商品を提供した者は、3 年以内の懲役、および 1,529 ユーロから 5,164 ユーロの罰金が課せられる。（所持した量が莫大に多い場合は、罪は 3 分の 2 以下の刑罰の増加が課せられる）（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 2 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-3」）
- 18 歳未満の児童を利用して作成されたポルノ素材と知りながら、故意に入手、所持した者は 3 年以内の懲役および 1,549 ユーロ以上の罰金が課せられる。（所持した量が莫大に多い場合は、罪は 3 分の 2 以下の刑罰の増加が課せられる）（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 3 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-4」）

インターネット上の児童ポルノには、グラフィック処理により作成されたもので現実には該当する児童が存在しない場合もあるが、「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 4 条第 1 項」ではこれらの事象にも厳しい態度で臨んでいる。

- 児童ポルノ素材として、ポルノ商品が 18 歳未満の児童の写真、または体の一部の写真で合成されている場合にも、適用される。しかし、その場合の刑罰は3分の1に軽減される。なお虚像のポルノとは、体の一部あるいは全部を結び付けてグラフィック技術を利用して作られた合成写真である。よって実際には存在しない状態が本物のように表現される。（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 4 条第 1 項」により改正された「刑法 600 条-4.1」）

■2つの新機関の開設:

- ① Centro Nazionale per il contrasto della pedopornografia sulla rete Internet (仮訳: インターネット上の児童ポルノ対策全国センター／以下、センター)

法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された、法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条 2 第 1 項では、ネット上の児童ポルノ対策の法的機関として、内務省内に上記センターを設置することを規定している。

センターは、イタリア内務省公安局国家警察の 1 つの機関である郵便・通信警察 (Polizia Postale e delle Comunicazioni) 内に置かれ、同警察が管轄している。なお郵便・通信警察はローマに本部を置き、イタリア全 20 州の州支部、81 県の地域支部を統括し、全国で約 2,000 名の職員が属する機関。同警察では、インターネットを用いた犯罪行為 (サイバーテロ、コピーライト侵害、ハッキング、国家インフラ保護、E-バンキングを用いた詐欺・違法行為、オンラインゲームや賭け事など) の取り締まりを業務としており、その業務の一環にインターネット上の児童ポルノサイトに関する取り締まりも位置づけられている。

同センターの具体的な児童ポルノサイトに関する取り締まり業務は、インターネット、およびその他の通信機関を用いて児童ポルノの画像・映像を流通させているサイトの発見と摘発のための継続的な監視活動である。そのため、該当するサイトに関する情報を収集し、その内容を確認し、児童ポルノと認められる場合は、下記に記すようにインターネット・プロバイダー (ISP) や、イタリア為替局 (UIC) などに対し規定の措置をとることとされている。そのため、他の警察部門や国内で未成年ポルノ撲滅の活動を行う公立、民間の団体や一般市民、さらには外国警察機関からの情報をすべて収集することが義務とされている。

センターはまた、ネット上の児童ポルノに関する統計データを、児童ポルノ撲滅と予防国家計画に役立たせる資料として、総理府内機会均等局に報告するよう規定されている。（「法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項」により改正された「法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条 2 - 第 3 項」）なお、同センター概要については、2.の.A の項目 (窓口機関の概要) を参照のこと。

② Osservatorio per il contrasto della pedofilia e della pornografia minorile (仮訳: 児童性的虐待・児童ポルノ対策のための監視所)

法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 20 条第 1 項により改正された、法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 17 条第 1 項-1 では、総理府内機会均等局 (Presidenza del Consiglio dei Ministri, Dipartimento per le pari opportunità) に上記監視所の設置を規定し、児童ポルノ予防と撲滅のために、すべての行政機関 (裁判所・社会福祉機関も含む) から、関連するあらゆる情報とデータを収集し、審査を行う任務を課している。

■ インターネット・プロバイダー業者の義務:

法律 1998 年 8 月 3 日 269 号、法律 2006 年 2 月 6 日 38 号および通信省令 2007 年 1 月 8 日において、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) に対して次の内容が義務付けられている。

< 法律 2006 年 2 月 6 日 38 号によって改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号 >

① ISP の義務内容

- すべての ISP は、児童ポルノの情報を確認したら、その情報がどのような内容であれ、電子通信上であっても、児童ポルノを普及、配布あるいは商業化するものが企業であれ個人であれ、いかなる場合も、ただちにセンターに報告する義務がある。センターからの要請を受けた場合は、これらの企業や個人との契約に関する全情報を即刻に提供しなければならない。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-3 第 1 項)
- ISP は少なくとも 45 日間、通報した内容を管理、保管する義務がある。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-3 第 2 項)
- 以上の義務を怠った場合は、違反金 50,000 ユーロから 250,000 ユーロが課せられる。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-3 第 3 項)

② 児童ポルノを扱ったサイトへのアクセスを防御する装置の設置

- ISP はセンターから通報を受けた児童ポルノサイトに対し、第三者がアクセスすることを防御する目的のフィルターを設置する義務がある。フィルターは、通信省令に従い、適切

なフィルタリングツールと技術ソリューションを活用したものでなければならない。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-4 第 1 項)

- 上記義務に違反した場合は、違反金 50,000 ユーロから 250,000 ユーロが課せられる。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-4 第 2 項)

＜通信省令 2007 年 1 月 8 日＞

- ISP はセンターから伝えられるサイト情報を管理するスタッフの名簿を作成し、その名簿をセンターに登録する義務がある。登録されていない者は決してこの情報を知ることもまたサイトのブロッキング操作も許可されない。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 2 条第 1 項)
- センターが情報を与える対象となる IPS 各社のリストは、通信省によって作成される。センターはこれらの ISP に対し、第三者がアクセスしたら完全、かつ確実にブロッキングすべきサイトのリストを提供しなければならない。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 3 条第 1 項)
- ISP は、センターからブロッキングリストを提供されてから 6 時間以内にブロッキング措置をとり、また措置完了をセンターに報告する義務がある。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 3 条第 2 項)
- センターは、当省令が官報で発表後 60 日以内に、上記 2 項で規定された報告の形態を ISP に伝達しなければならない。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 3 条第 3 項)
- アクセス禁止のレベルとしては、センターが提示したサイトについて、サイトの名称からも、IP アドレスからもアクセスできないブロッキングシステムでなければならない。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 4 条第 1 項)
- ISP は当省令で定めた特性を満たすフィルタリング・システムを設置しなくてはならない。また ISP は当通信省令 2007 年 1 月 8 日第 8 条に指示された期日内にフィルタリング・システムを設置し、設置完了をセンターおよび通信省に対して報告する義務がある。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 5 条第 1 項)
- センターが提供したリストのサイトに対してのみ、以下の条件を満たすフィルタリング・システムを設置する義務がある。
 - a) ブロッキングリストの内容への外部からのアクセスが不可能で、また内容の変更を決してできないシステム
 - b) いかなる種類のコードが使用されていてもブロッキングできるシステム

- c) ブロッキングリストのサイトにアクセスしてきた者の情報をISPが決して記録管理することのできないシステム(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 5 条第 3 項)
- フィルタリングシステムにおけるアクセス妨害の機能は以下の条件を満たしていなければならない。
 - a) どのようなタイプのコンピュータ・システムに対してもブロッキングできるシステム
 - b) ウェブページの中でいかなるマークアップ言語が使われていても、いかなるファイルが使われていても対応し、ブロッキングできるシステム
 - c) ウェブページの中でいかなるスクリプト言語が使われていても対応し、ブロッキングできるシステム(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 5 条第 4 項)
- ISPの義務を怠った場合は50,000ユーロから250,000ユーロの罰金が課せられる。なお、それらの監督は通信省の各地域管轄の検査機関が行う。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 6 条第 1 項)
- センターは、ISP に対しブロッキング措置をとったサイトのブロッキング措置の中断を指示する場合がある。この場合は、ISP はセンターからの指示から12時間以内にブロッキング措置の中止措置をとらなければならない。(通信省令 2007 年 1 月 8 日第 7 条第 1 項、第 2 項)
- ブロッキングリスト上のページへ第三者がアクセスした場合は、警告画面として「STOP!!」がブラウザ上に表示される。(以下、参考画像)



■金融機関の義務：

法律 2006 年 2 月 6 日 38 号では、児童ポルノに関する物品の商業的行為対策のための財務的処置が金融機関に対し義務付けられている。

- センターは、収集した児童ポルノサイトの中から商業目的の確認された情報を、イタリア中央銀行内のイタリア為替局(UIC)に報告する義務がある。為替局はその情報を、銀行、クレジットカード発行機関、イタリア郵便株式会社、その他のカード決済金融機関などすべての金融機関に報告する義務がある。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条第 1 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 1 項)
- 為替局からそれらの報告を受けたすべての金融機関は、それらの情報をもとに、それらに関する金銭の動きを確認した次第、その情報を為替局に報告する義務がある。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 2 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 2 項)
- 為替局はその情報をセンターに報告する義務がある。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 3 項)により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 3 項)
- あらゆる金融機関は、金銭の動きがクレジットカードの支払いで確認された場合は、カード所有者との間に交わされている契約を解除することができる。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 4 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 4 項)
- センターは、インターネット上及びその他の通信メディアでクレジットカードを利用して児童ポルノに関する商品の購入が認められ、カードで支払いが確認された場合は、その情報をクレジットカード決済を行っているすべての金融機関に報告し、金融機関はカード名義人に事情を聴き、カード使用許可を無効にすることができる。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 5 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 5 項)
- クレジットカード決済を行っているすべての金融機関は上記第 5 項によりクレジットカードを無効にした後は、イタリア銀行から公布された規定、および法律 1990 年 12 月 15 日 386 号第 10 条-2 項に従う。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 5 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 6 項)
- すべての金融機関は第 4 項の場合のクレジットカード契約の解除、および第 1 項に関する金銭の動き、および、それに関する情報を確認したら、それを為替局に報告する義務がある。また為替局はそれをセンターに報告する義務がある。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 5 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 7 項)
- 本条で定められている情報提供は、コンピュータ上で行われる。その様式は、法律 1988 年 8 月 23 日第 400 号 17 条 3 項により、内務省、司法省、財務省、通信省、機会均等省、

技術革新省により、イタリア銀行と為替局の了解を得て、さらに個人情報保護保証局の見解に従い定められた規定によるものである。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 5 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 8 項)

- イタリア銀行と為替局は上記の規定に関するすべての金融機関を管理する義務がある。それらの金融機関がそれらの責任を怠った場合は、500,000 ユーロまでの罰金に課せられる。電子機器を使った支払に関する処罰はイタリア銀行が講ずる。(法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 14 条第 9 項により改正された法律 1998 年 8 月 3 日 269 号第 14 条-5 第 9 項)

C. 法律制定の経緯

イタリアは、国際連合の児童の権利に関する条約(1989 年)を法律 1991 年 5 月 27 日 176 号(n.176 del 27 maggio 1991)により批准し、法律を制定した最初の国の 1 つである。同法律の第一条では、児童の肉体的、心理的、精神的、モラル的、社会的な発達を保護するために、あらゆる形の性的乱用や性的暴力から児童を保護することは、イタリアが追及する主要目的を形成しているとし、この法律制定後、児童の保護に対する国民の多大な関心の形成を促進することになった。

その後、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議宣言(1996 年)の批准のため、既述の①法律 1998 年 8 月 3 日第 269 号で、未成年に対し、隷属状態を強いる新形態として害を与える売春、ポルノグラフィア、性的ツーリズムなどの虐待行為を撲滅するための規定が制定された。さらに、2003 年 12 月 22 日の児童の性的虐待および児童ポルノ撲滅対策のための EU 連合議会決定概要(Decisione Quadro 2004/68/GAI del Consiglio del 22 dicembre 2003 dell'Unione Europea relative alla lotta contro lo sfruttamento sessuale dei bambini e la pornografia infantile)が加盟各国に課した義務に応える形で法案が機会均等法大臣より提出され、既述の②法律 2006 年 2 月 6 日 38 号インターネットも利用した児童性的虐待と児童ポルノ対策に関する規定が制定された。さらに②法律 2006 年 2 月 6 日 38 号での規定を受けて、既述の④通信省令 2007 年 1 月 8 日が制定されるに至った。

2. 不適切リンクの通報や被害にあったときのホットラインや相談窓口

A. 窓口機関の概要

Centro nazionale per il contrasto alla pedopornografia sulla rete
(仮訳: ネット上の児童ポルノ撲滅のための全国センター)

同機関は、既述のとおり法律 2006 年 2 月 6 日 38 号第 19 条の規定により開設されたものである。児童ポルノに該当するサイトに関する通報の取扱拠点と定められており、通報はイタリアの国内警察の他部門や外国警察からの情報、公立や民間団体(後述)からの情報、一般市民からの情報、インターネット・プロバイダーから寄せられる。

これらの通報を受けて、同センターでは児童ポルノサイトの内容確認が行われ、児童ポルノサイトと認められた場合は上記に示したように ISP や金融機関などに対する措置をとることが規定されている。さらには国際刑事警察機構 (Interpol) のガイドラインに従い、また、欧州刑事警察機構 (Europol) とも協力し、児童ポルノ被害者発見のため国際レベルでの警察間協力活動が展開されている。なお、通報窓口のサイトは以下のとおり。

<同センター通報窓口サイト>

<http://www.commissariatodips.it/esperto/login.php?f=z&tipo=1&parent=10>

B. 民間団体の通告窓口

問題のあるサイトに関する通報については、以下の民間非営利団体などが、一般市民からの通告受付の窓口機能を果たしている。2005 年 2 月に規定されたインターネットと未成年に関する保証の委員会ガイドライン (Linee Guida del Comitato di Garanzia Internet e Minori) では、市民からの児童ポルノサイトに関する通報窓口を設けている非営利団体は、問題サイト内容確認やコンテンツダウンロードなどを決して行うことなく、直ちに通報内容を上記のセンターに転送することが義務付けられている。なお、児童ポルノページ情報をセンターに提供する団体に対し特に必要な登録手続きはなく、また、メンバー制度などもない。

(1) セーブ・ザ・チルドレン イタリア支部 (Save the Children Italia Onlus)

世界最大の児童権利擁護組織である Save The Children のイタリア支部。2003 年より INHOPE 加盟団体。2002 年から児童ポルノ撲滅を目的としたサイト「Stop-it」(<http://www.stop-it.org>) を運営するほか、積極的な活動を展開し、2004 年には消費者団体 Adiconsum と協力の上、児童のインターネットや携帯電話の安全かつ責任ある活用を目的としたキャンペーンも実施した。

Stop-it および同キャンペーンは、EU の Safer Internet プログラムの一環として EU から資金援助を受けたプロジェクトである。さらに法律 2006 年 2 月 6 日第 38 号成立に向けても大きな貢献をした。

Stop-it の通報窓口は、欧州の INHOPE ネットワーク基準および、イタリア警察との間に交わされた運用規定に基づいており、Stop-it で受信した通報は、通報者の匿名性を保証しつつ、自動的にネット上の児童ポルノ撲滅のための全国センターに転送される。また、Stop-it の通報窓口は、警察の通報窓口を補完する非行政チャネルとして位置づけられている。

児童性的虐待・児童ポルノ対策のための監視所が 2010 年 10 月に国会への報告書としてまとめた資料によると、Stop-it の通報窓口では、2007 年から 2009 年の間に合計 5,968 件の通報を受け付けており、通信警察のデータによると、イタリアにおいて最も利用度の高い民間の通報窓口となっている。

<セーブ・ザ・チルドレン イタリア支部概要>

(所在地) Via Volturmo, 58 00185 Roma

(TEL) 06-4807-001

(FAX) 06-4807-0039

(サイト) <http://www.savethechildren.it/>

(通報窓口サイト) <http://www.stop-it.org/spip.php?page=segnalazioni>

(2) テレフォノ・アズーロ (Telefono Azzuro)

1987 年創立の NPO。INHOPE 加盟団体。子供電話相談業務として発足し、その後は、1989 年の世界児童保護憲章の主旨実現のため、児童の保護のための様々な活動を展開している。活動の一環として、インターネット利用上で児童を保護するため、ネット上での児童ポルノ素材、児童への有害コンテンツ等についての市民からの通告窓口を同機関のサイト内に設けている。

児童性的虐待・児童ポルノ対策のための監視所が 2010 年 10 月に国会への報告書としてまとめた資料によると、テレフォノ・アズーロの通報窓口で 2007 年 7 月から 2010 年 2 月までに受け付けた通報は 4,124 件である。

<テレフォノ・アズーロ概要>

(所在地) Corso Lodi, 47 20139 Milano

(TEL) 02-550271

(サイト) <http://www.azzurro.it/>

(通報窓口サイト)

http://www.azzurro.it/index.php?act=section&metatitle=Clicca_e_segna&id=402

(3) メーター全国協会 (METER ONLUS NAZIONALE)

シチリア出身のフォルトウナート・ディ・ノート神父が児童ポルノ犯罪撲滅を目指して 1989 年に創立した協会。イタリア社会において児童ポルノ問題が注目されるきっかけをつくったパイオニア的団体とされている。現在も同神父が同協会会長を務め、通信警察およびネット上の児童ポルノ撲滅のための全国センターと強い協力関係を構築し活動を進めている。

<メーター全国協会概要>

(所在地) Via Ruggero Settimo, 56 96012 Avola (Siracusa)

(TEL) 0931-564872

(FAX) 0931-823160

(サイト) <http://www.associazionemeter.org>

(通報窓口サイト)

http://www.associazionemeter.org/index.php?option=com_contact&view=contact&id=2&Itemid=155

C. 企業に対する相談機関等

イタリアにおいて、インターネット規制が過度になった場合に申し立てを行う機関は存在しない。また、同規制が過度にならないように監視する役割の団体なども存在しない。

つまり、児童ポルノサイトは、直接逮捕の対象となり、サイトの存在自体が犯罪行為であり、児童ポルノに該当するインターネット規制は民間企業の判断や介入が許される領域とされていない。また、イタリアの ISP にとって、インターネット上の児童ポルノ対策全国センターが提示したブロッキング対象サイトをブロッキングすることは、法律 2006 年 2 月 6 日 38 号で義務として課せられたものであり、民間企業の自主規制に委ねられているものではないため、企業が申し立てなどを行う機関や団体は存在していない。

以上

イタリアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載